

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人紅梅会（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の額)

第2条 役員等には次の報酬等を支給する。

- (1) 理事長は、出勤1回につき日額2万5千円。
 - (2) その他の役員等は、日額1万5千円。
 - (3) 定款21条による役員等の総額については、各年度における理事の報酬等の総額は390万円を超えない範囲とし、監事の報酬等の総額は60万円を超えない範囲とする。
- 2 役員等が職務のため出張した時は、法人旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(退職慰労金)

第3条 役員等が退任した場合には、別表1に定める算定式により退職慰労金を支給する。

- (1) 役員等に対する退職慰労金は役員等として円満に勤務しかつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとする。
- (2) 死亡により退任した者についてはその遺族に支払うものとする。
- (3) 任期途中の退任であっても1年の在職年数とみなすこととする。

(報酬等の支給)

第4条 報酬等の支給区分は次によるものとする。

- (1) 法人の会議等に参加したとき。
- (2) 理事長の委嘱により、指定された日に法人に赴いて法人業務に携わるとき、又は法人以外の場所で開催される会議等に参加したとき。
- (3) その他理事長が必要であると認めたとき。

(報酬等及び退職慰労金の支給方法)

第5条 報酬等及び退職慰労金の支給方法は、次の通りとする。

- (1) 理事長の報酬等は、職員の給与支給日と同一日とする。
- (2) 理事長除く役員等の報酬等は、理事会、評議員会等に参加した都度支給する。
- (3) 退職慰労金は、理事、監事については評議員会にて、評議員については、理事会にて承認を得るものとし、得た日から起算して30日以内に支払うものとする。
- (4) 報酬等及び退職慰労金は法令の定めるところにより、控除すべき金額を除いた

金額を支給する。

(適用除外)

第6条 本規程は、役員等で法人の職員を兼務し、職員給与を支給されている者には適用しない。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃手続)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月15日より施行する。この規程の施行日をもって従前の「役員等の報酬に関する規程」は廃止する。

この規程は、令和3年6月17日より施行する。

この規程は、令和3年12月8日より施行する。

別表1 (退職慰労金算定式)

算定基準額×当初就任年月日からの在職年数に応じた算定支給率＝退職慰労金

役職	算定基準額	算定支給率	上限額
理事長	225,000 円	(公) 神奈川県福利協会の定める退職一時金給付率	2,000,000 円
理事・監事	45,000 円		500,000 円
評議員	15,000 円		200,000 円